

女性活躍推進法に基づく

男女の賃金の差異

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の公表

直近事業年度の各年度における
「男女の賃金の差異」は以下の通りです

区分	全労働者	正規労働者	非正規労働者
男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	59.8%	62.0%	132.5%

対象期間：令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）

- ・賃金：基本給、超過労働に対する報酬、各種手当等を含み
通勤手当を除く

公表日：2025年6月1日